

大治町企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務 仕様書

1 委託業務名

大治町企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務

2 業務場所

大治町長が指定する場所

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 目的

大治町（以下「町」という。）では令和6年度より国の認定を受け、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の制度を活用しているところである。本業務を通じて、町が行う地方創生事業に対し、事業者独自のネットワークやノウハウを生かし、寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）への働きかけを行い、より一層の寄附の獲得を目指すものである。

5 委託内容

（1）寄附見込企業に対するアプローチに関すること

本業務の受託事業者（以下、「受託者」という。）は寄附見込企業に対し、個別訪問等により、企業版ふるさと納税の制度の説明とともに、町及び町が行う地方創生事業の紹介を行いつつ、町への寄附を提案する。

（2）寄附見込企業と町とのマッチングに関すること

受託者は、寄附見込企業の寄附意向を把握し、町へ情報提供を行うなどのマッチングを行う。

（3）寄附見込企業へのサポートに関すること

受託者は、寄附見込企業からの各種問合せ等に対応する。

（4）その他、寄附獲得に向けた支援に関すること

上記（1）～（3）のほか、寄附獲得に向けた支援について、受託者と町が協議の上、必要に応じて実施する。

6 委託料等

（1）本業務は成果報酬型とし、本業務を通じて寄附受領に至った場合、次の

計算式で算定した委託料額を受託者に支払うものとする。

委託料額（成果報酬型）

寄附金額×委託料率（１円未満の端数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

- （２）委託料率は、寄附額の２０％以内（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）とする。
- （３）寄附見込企業への働きかけに係る旅費、通信費、用紙代等の一切の費用は、委託料に含むものとする。
- （４）本業務では、「町が寄附金を領収した事実」を持って成果とし、寄附申出の際に、町が別で定める様式とともに受託者がマッチングした旨を記した文書（任意様式）等を電子メールまたは書面にて報告すること。
- （５）委託料の支払整理日は毎月末とし、毎回の支払い額は、各支払整理日までの委託料額の総和とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- （６）委託料が本業務に係る令和８年度一般会計予算額を超えることが判明した場合、補正予算等による予算措置後に委託料を支払うこととし、遅延損害金の算定対象外とする。

７ 令和８年度寄附目標額

５０，０００千円

８ 本業務に係る令和８年度一般会計予算額

１１，０００千円

※本町では、複数の受託者と契約締結することを想定しており、ここで示される予算額は本業務全体での予算措置額である。

９ 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議の上、これを決定する。

１０ 一括再委託の禁止

受託者は、本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、町と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により発注者の承認を得るものとする。

1 1 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附企業への経済的利益供与の禁止等）を熟知した上で実施し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に伴い、緊急に町の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。町の指示を受ける前に適宜の応急処置を取った場合は、事後速やかに町に報告するものとする。
- (3) 寄附を行うことの代償として、受託者が寄附企業に経済的利益を供与することを禁止する。
- (4) 寄附が集まらないことによるペナルティは設けない。